

業務委託契約約款

(総則)

第1条 受注者は、別冊設計書及び業務仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、業務委託料をもって、履行期間内に業務を完了しなければならない。

2 設計書等に明示されないもの又は、疑義があるときは発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては発注者又は、第6条の規定により選任する監督員の指示に従うものとする。

(工程表等の提出)

第2条 受注者は、発注者から提出を求められたときは、契約締結後7日以内に設計書等に基づく工程表を作成し発注者に提出するものとする。

2 受注者は、発注者に提出した工程表が不適当であると認められ、更正を求められたときは、これに應じなければならない。

(業務の着手)

第3条 受注者は、この契約締結の日から7日以内に業務に着手しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等)

第5条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(監督員)

第6条 発注者は、受注者の行う業務について自己に代わって監督指示する監督員を選任するものとする。

2 発注者は、監督員を選任した場合は、受注者に通知するものとする。

(現場責任者等)

第7条 受注者は、業務を指揮監督するため現場責任者又は管理技術者（以下「現場責任者等」という。）を置かなければならない。

2 受注者は、現場責任者等の氏名を発注者に届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(現場責任者等に対する異議)

第8条 発注者は、受注者の現場責任者等について不適当と認められるときは、受注者に対してその交替を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは書面をもって受注者に通知し業務の内容を変更することができる。この場合において業務委託料又は、契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。損害額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約の保証)

~~第10条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。~~

~~(1) 契約保証金の納付~~

~~(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供~~

~~(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証~~

~~(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証~~

~~(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結~~

~~2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。~~

~~3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~

~~4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。~~

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止のため特に必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者はあらかじめ発注者又は監督員の意見を求めなければならない。

2 発注者又は監督員は、災害防止その他業務の遂行上緊急やむを得ないときは、受注者に対して臨機の措置をとらせることができる。

(管理業務)

第12条 受注者は業務着手から完了に至まで、その業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

2 受注者は、業務の遂行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、発注者から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責任に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(履行遅延による場合における遅延違約金)

第13条 受注者の責任に帰する理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金は、契約金額の遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書の提出があった日から、10日以内に当該目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、受注者は発注者の指定する期日までに修補をして再検査を受けなければならない。

4 受注者は、検査に合格したときは、業務の内容が役務の提供である場合を除き、その目的物を発注者に渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第15条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとし、契約保証金がある場合は、還付するものとする。

(部分払)

~~第16条 業務委託の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の完了部分に相応する委託代金相当額の10分の9以内について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中（ ）回を超えることができない。~~

~~2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る委託の完了部分の確認を発注者に請求しなければならない。この場合において、発注者は当該請求を受けた日から10日以内にその確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。~~

~~3 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。~~

~~4 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「委託代金相当額」とあるのは「委託代金相当額から既に部分払の対象となった委託代金相当額を控除した額」とするものとする。~~

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、引き渡された事業目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して委託金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ、契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託金債権を譲渡したとき。
- (8) 第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員からの不当な要求又は介入（以下この号において「不当介入」という。）を受けたとき又は下請契約等の相手方が不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市及び警察に通報しなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時ににおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次に該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

（1）第9条の規定により設計図書を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、引渡しを受けた部分があるときは、当該引渡しを受けた履行部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議し決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（2）この業務の目的物に契約不適合があるとき。

（3）第18条又は第19条の規定により、業務の完了後に契約が解除されたとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

（2）業務の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項2号に該当する場合とみなす。

（1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第19条第1項第7号、第8号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第10条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第15条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第27条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第7条の2第1項のただし書又は第7条の4第1項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。）。

(2) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第28条 受注者は、この業務の処理に際して知り得た秘密をみだりに第三者に知らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(契約以外の事項)

第29条 この契約に定めない事項又は、この契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 受注者は、発注者の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知及び監督)

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(立入調査)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。